

条 例 要 綱 案

<<< 題 名 >>>

千葉県三番瀬等の再生、保全及び利用に関する条例

「利用」の内容については、「 基本理念 6(4)」で明確にした。

<<< 前 文 >>>

前文の内容

- 1 東京湾で埋立てが進んできたこと。干潟・浅海がなくなってきたこと。
- 2 漁業者は、環境との調和に配慮しつつ、水産資源の持続的な利用の確保について努力を重ねてきたこと。
- 3 東京湾で、環境問題、自然保全の必要が強調されるようになったこと。
- 4 三番瀬の特徴とその貴重さ。生物多様性、渡り鳥の中継地、都市内の水辺。
- 5 三番瀬の再生、保全及び利用の意義。
- 6 千葉県が埋立てを中止したこと。
- 7 円卓会議の発足とその役割及び参加、公開、透明性を旨として運営されてきたことを踏まえること。
- 8 開発目的での埋立てを今後も行わないことが求められていること。
- 9 三番瀬の再生、保全及び利用をすること。自然環境の保全、水辺の復活、漁場機能の再生。
- 10 再生には、科学的知見に基づく順応的管理及び漁業者の経験的知見の活用が必要なこと。
- 11 この条例の役割。

<<< 目的 >>>

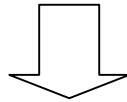
手 段

三番瀬等の再生、保全及び利用について、基本理念を定める。

三番瀬等の再生、保全及び利用について、県民、漁業者、特定非営利活動法人その他の営利を目的としない団体、三番瀬等の利用を目的とする来訪者、漁業者以外の事業者及び県の役割を明らかにする。

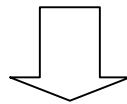
三番瀬等の再生、保全及び利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

必要な規制等を行う。



直接目的

- ・ 基本理念にのっとり三番瀬等の再生、保全及び利用がなされるようにする。



究極目的

- ・ 生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。

条文化すると、以下のようになる。

「この条例は、三番瀬等の再生、保全及び利用について、基本理念を定め、県民、漁業者、特定非営利活動法人その他の営利を目的としない団体、三番瀬等の利用を目的とする来訪者、漁業者以外の事業者及び県の役割を明らかにし、三番瀬等の再生、保全及び利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、必要な規制等を行うことにより、基本理念にのっとり三番瀬等の再生、保全及び利用がなされるようにし、もって生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。」

<<< 定義 >>>

(1) 三番瀬：この条例の別表で定める区域をいう。

想定区域：約1,800haの海域（西は浦安護岸、北は市川市塩浜地先直立護岸及び船橋市海浜公園、東は船橋航路東端、南は浦安護岸突端と茜浜突端を結ぶ干潮時の水深5メートル以浅で囲まれた範囲）を想定する。

三番瀬のコア部分は、流動的でないものとするため、規則や告示に委任せず、この条例（の別表）で定める。

規制の対象となる区域であるので、厳格に規定する。

規定例としては、千葉県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例に基づく適正化区域の指定（平成14年千葉県告示第896号）が参考になる。

(2) 三番瀬等：三番瀬並びに三番瀬に近隣接し、かつ、三番瀬と同様に再生、保全及び利用がなされるべき区域をいう。

「等」の想定区域：行徳湿地、河川河口部及び護岸等の海岸保全施設等を想定する。

「三番瀬に近隣接し、かつ、三番瀬と同様に再生、保全及び利用がなされるべき区域」についても規制の対象となる区域であるので、厳格に規定する（場合によっては、規則又は告示に委任する。）。

(3) 埋立て：公有水面埋立法の埋立て及び干拓をいう。

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）には「埋立て」の定義はないが、社会通念上、水流又は水面に土砂、岩石等を埋築して陸地に変更させる行為を指すものと解釈されている。よって、陸地の造成が目的であることから、土砂を投入しても依然、満潮位・高水位以下の場合は、埋立てとは言わない。

干拓（築堤等により、一定の水流又は水面を締め切り、内部の水を排除して水干し地を造成する行為）には、土砂の埋築行為がなく、地盤面は満潮位・高水位以下に止まるが、埋立てと同じく土地所有権の取得を目的とするものであり、公有水面埋立法第1条第2項の規定により、埋立てとみなされている。

(4) 生物多様性：生物の遺伝子の多様性、生物の種の多様性及び生態系の多様性をいう。

参考：生物の多様性に関する条約（平成5年条約第9号）第2条「この条約の適用上、「生物の多様性」とは、すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかなるものを問わ

ない。)の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。」

参考：生物多様性国家戦略（平成14年3月27日地球環境保全に関する関係閣僚会議決定）「こうした遺伝子レベル、種レベル、生態系レベルの生物の多様な有様を総称して生物多様性と呼んでいます。」

<<< 基本理念 >>>

1～5は到達点（大理念）を、6は進め方（小理念）を規定した。

1 生物多様性の確保

三番瀬等の再生、保全及び利用は、三番瀬等が豊かな生物相を有することを踏まえ、生物多様性が確保されることを旨として、行われなければならない。

参考：「2）「生物種や環境の多様性の回復」（再生計画案 44 ページ）」

「生物相」は、一定の場所・地域に生息する生物の全種類。動物相と植物相だけを合せてということもあるが、基本的には菌類相や微生物相なども含む（広辞苑）。なお、南極地域の環境の保護に関する法律（平成9年法律第61号）第14条は、「動物相又は植物相」としている。

2 海と陸との自然環境の連続性の確保

三番瀬等の再生、保全及び利用は、海と陸との自然環境の連続性が確保されることを旨として、行われなければならない。

参考：「1）「海と陸との連続性の回復」（再生計画案 43 ページ）」

「海と陸との自然環境の連続性」とは、海と陸の間には湿地帯や砂浜などの中間的な場所があり自然環境が連続的に変わっていくことである。

3 環境の持続性及び回復力の確保

三番瀬等の再生、保全及び利用は、水質その他の水の状態及び水底の底質に関する環境の持続性及び回復力が確保されることを旨として、行われなければならない。

参考：「3）「環境の持続性・回復力の確保」と「漁場の生産力の回復」（再生計画案 44 ページ）」

「水質その他の水の状態及び水底の底質」については、海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）第10条で使用されている。

「環境の持続性」とは、青潮の発生の防止や汚濁負荷の低減などにより、水質環境を維持することをいう。

4 漁場の生産力の確保

(1) 三番瀬等の再生、保全及び利用は、漁業資源を回復し、継続的で安定した漁業を実現するため、漁場の生産力が確保されることを旨として、行われなければならない。

参考：「3）「環境の持続性・回復力の確保」と「漁場の生産力の回復」（再生計画

案 44 ページ)」

漁場の生産力の確保とは、漁場を再生し、多様な漁業が継続してできる三番瀬の実現をめざし、青潮や増水時の放水などによる影響を軽減したり、なくしていくための対策や潮流の回復、汚濁負荷の低減に取り組むとともに、安定した豊かな漁業資源を回復するための対策に取り組むことをいう。

(2) 三番瀬等の再生、保全及び利用は、漁業者が漁業活動を通じて三番瀬の環境の保全を担ってきた経緯を踏まえ、漁業者による水産資源の持続的な利用が確保されることを旨として、行われなければならない。

参考：水産基本法（平成 13 年法律第 89 号）第 2 条第 2 項「水産物の供給に当たっては、水産資源が生態系の構成要素であり、限りあるものであることにかんがみ、その持続的な利用を確保するため、海洋法に関する国際連合条約の的確な実施を旨として水産資源の適切な保存及び管理が行われるとともに、環境との調和に配慮しつつ、水産動植物の増殖及び養殖が推進されなければならない。」

(3) 三番瀬等の再生、保全及び利用は、漁業が経験的知見を豊富に蓄積してきたことが尊重されるべきことを旨として、行われなければならない。

5 県民と自然とのふれあい及び心の和む景観の確保

三番瀬等の再生、保全及び利用は、三番瀬等を県民が親しみ、かつ、安全に利用できるようにし、県民と自然とのふれあい及び心の和む景観が確保されることを旨として、行われなければならない。

参考：「4）「人と自然とのふれあいの確保」（再生計画案 45 ページ）」

6 三番瀬等の再生、保全及び利用に当たっての方針

(1) 三番瀬等の再生、保全及び利用は、科学的知見に基づく順応的管理（施策の有効性及び影響を監視しながら、必要に応じ、新たな施策を試行していく管理をいう。）及び漁業者の経験的知見の活用によることを旨として、行われなければならない。

「順応的管理」は、「自然共生型海岸づくりの進め方」（社団法人全国海岸協会、平成 15 年 3 月）の 24 ページを参考にした。

参考：自然再生推進法（平成 14 年法律第 148 号）第 3 条第 4 項「自然再生事業は、自然再生事業の着手後においても自然再生の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該自然再生事業に反映させる方法により実施されなければならない。」

(2) 三番瀬等の再生、保全及び利用は、県及び市町村並びに県民、漁業者、特定非営利活動法人その他の営利を目的としない団体、三番瀬等の利用を目的とする来訪者及び漁業者以外の事業者が、それぞれの役割の適正な分担の下に協働すべきことを旨として、行われなければならない。

千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例第3条第4項を参考にした。
参考：自然再生推進法第3条第2項「自然再生は、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者等の地域の多様な主体が連携するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組んで実施されなければならない。」

(3) 三番瀬等の再生、保全及び利用は、三番瀬等の環境に対して著しい影響を及ぼすおそれがある場合においては、あらかじめ適切な手段が講じられるべきことを旨として、行われなければならない。

参考：国の環境基本計画第2部第2節基本的考え方「予防的な方策：環境問題の中には、科学的知見が十分に蓄積されていないことなどから、発生の仕組みの解明や影響の予測が必ずしも十分に行われていないが、長期間にわたる極めて深い深刻な影響あるいは不可逆的な影響を指摘されている問題があります。このような問題については、完全な科学的証拠が欠如していることを対策の延期する理由とはせず、科学的知見の充実に努めながら、必要に応じ、予防的な方策を講じます。」

想定例：三番瀬等のうち、一定の区域において、特定の生物（例えば、コメツキガニ）が急激に減少し、又はそのおそれがある場合、その生物の過剰な採捕等が原因であることが確かではなかったとしても、予防的に、その区域についてその生物の採捕等を制限すること（参考： - 2 ）

(4) 三番瀬等の利用は、生態系の持つ自然の特性を維持できるような方法で、持続的に行われるものでなければならない。

参考：畠山武道著『自然保護法講義』（北海道大学図書刊行会、2001年）
「ラムサール条約では・・・1987年、「湿地の賢明な利用とは、生態系の自然特性を維持できるような方法で、人間のために湿地を持続的に利用することである。・・・」という勧告3.3が採択された。・・・」

水産基本法第2条第2項は、「（水産資源の）持続的な利用の確保」を規定している。また、水産基本法の示す施策の方向に即して漁業法の改正も行われている。

<<< 基本原則（各主体の役割） >>>

1 県民の役割

県民（三番瀬等の利用を目的とする来訪者を除く。）は、基本理念にのっとり、三番瀬等の再生、保全及び利用についての関心及び理解を深めるよう努めるものとする。

2 漁業者の役割

漁業者は、三番瀬において漁業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、漁業活動を通じて三番瀬の環境の保全を担ってきた経験を生かし、県が実施する三番瀬等の再生、保全及び利用に関する施策に協力するよう努めるものとする。

漁業者は、歴史的に管理の役割を担ってきたこと等を踏まえて、事業者とは異なった役割を明示した。

漁業者についても、基本理念にのっとりた役割を担うことにより、その主体性が明確になる。

参考：水産基本法第6条第1項「水産業者及び水産業に関する団体は、水産業及びこれに関連する活動を行うに当たっては、基本理念（＝水産物の安定供給の確保・水産業の健全な発展）の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。」

3 特定非営利活動法人その他の営利を目的としない団体の役割

特定非営利活動法人その他の営利を目的としない団体は、三番瀬等の再生、保全及び利用に係る活動をするときは、基本理念にのっとり、県が実施する三番瀬等の再生、保全及び利用に関する施策に協力するよう努めるものとする。

4 三番瀬等の利用を目的とする来訪者の役割

三番瀬等の利用を目的とする来訪者は、基本理念にのっとり、県が実施する三番瀬等の再生、保全及び利用に関する施策に協力するよう努めるものとする。

5 漁業者以外の事業者の役割

漁業者以外の事業者は、三番瀬等及び三番瀬等に近隣接する区域において事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、県が実施する三番瀬等の再生、保全及び利用に関する施策に協力するよう努めるものとする。

「三番瀬等に近隣接する区域」は、三番瀬等の再生、保全及び利用に直接影響を及ぼす区域である。

6 県の役割

(1) 県は、基本理念にのっとり、東京湾及び東京湾に流入する河川の流域全体を対象とした環境への取組の必要性を認識して、国、関係する都県及び県内の市町村等との連携を確保し、三番瀬等の再生、保全及び利用に関する施策を総合的に推進するものとする。

(2) 県は、再生保全利用事業を実施するに当たっては、基本理念にのっとり再生保全利用事業とするため、関係市と再生保全利用事業に関する協定を締結するよう努めるものとする。

東京湾とは、千葉県の上総と神奈川県の上野を結ぶ線以北を想定した。この範囲は、海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針（平成 12 年農林水産・運輸・建設省告示第 3 号）及び水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）を参考にした。

東京湾に流入する河川の流域とは、その河水のもとになる降水の降る全地域を想定した。この範囲は、図解土木用語辞典（土木用語辞典編集委員会編）を参考にした。

協定の相手方は、浦安市、市川市及び船橋市を想定した。

なお、この条例における、「知事」には、千葉県の代表者たる知事の他、港湾法の港湾管理者、海岸法の海岸管理者及び河川法の河川管理者としての知事も含まれている。また、この条例における「県」には、知事部局の他、企業庁も含まれている。

< < < 再生保全利用計画 > > >

1 再生保全利用計画の策定

知事は、三番瀬等の再生、保全及び利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本理念にのっとり、三番瀬等の再生、保全及び利用に関する基本的な計画（再生保全利用計画）を定めなければならない。

2 再生保全利用計画の内容

再生保全利用計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 三番瀬等の再生、保全及び利用に関する施策についての基本的な方針

イ 三番瀬等の再生、保全及び利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

ウ その他、三番瀬等の再生、保全及び利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 再生保全利用計画の策定等の手続

知事は、再生保全利用計画を定め、又は変更するに当たっては、あらかじめ関係市の長及び関係する漁業者の意見を聴くとともに、（仮称）千葉県三番瀬円卓会議の意見を聴かなければならない。

「（仮称）千葉県三番瀬円卓会議の意見を聴く」とは、「諮問 答申」を意味する。漁業者については、（仮称）千葉県三番瀬円卓会議の委員となることを予定しているが、漁業権を有しているため、事前に意見を聴くこととし、手続きを厚くした。

「関係する漁業者の意見」の聴取は、関係する漁業者を組合員とする各漁業協同組合に対して行うことを想定している。

4 再生保全利用計画に対する意見の募集（パブリック・コメント）

知事は、再生保全利用計画を定め、又は変更するに当たっては、広く県民等に対し、再生保全利用計画の案等を公表し、これに対して提出された意見及び情報に配慮するものとする。

「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続（平成11年総務庁告示第62号）」を参考にした。

「県民等」は、県外に居住する者を含む趣旨である。

5 再生保全利用計画の公表

知事は、再生保全利用計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、公表しなければならない。

6 計画間の調整

県は、海岸法の海岸保全基本計画、港湾法の港湾計画、都市計画法の都市計画その他の県が定める計画については、再生保全利用計画との調整について適切に配慮しなければならない。

「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例第9条第3項」、「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例第11条」等を参考にした。

< < < 再生保全利用事業 > > >

1 再生保全利用事業の実施

知事は、再生保全利用計画に基づく再生保全利用事業を実施するに当たっては、国及び関係市並びに関係する漁業者との連携を図り、再生保全利用事業の実施の時期及び内容について関係する漁業者及び(仮称)千葉県三番瀬円卓会議への事前説明を行うとともに、次に掲げる事項に配慮するものとする。

ア 県民及び特定非営利活動法人その他の営利を目的としない団体との協働の在り方

イ 専門家による監視及び調査の実施

ウ 漁業者の経験的知見の活用

「再生保全利用事業」は、県の「再生保全利用計画」に基づくもののみを想定している。

国及び関係市が計画し、実施する再生保全利用事業については、この条例の適用はないが、知事は、国及び当該関係市との連携を図るものとする。

漁業者については、(仮称)千葉県三番瀬円卓会議の委員となることを予定しているが、漁業権を有しているので、事前説明を行うこととし、手続を厚くした。

「関係する漁業者への事前説明」は、関係する漁業者を組合員とする各漁業協同組合に対して行うことを想定している。

2 公共事業の実施に当たっての配慮

県は、公共事業を実施するに当たっては、再生保全利用事業との調整について適切に配慮しなければならない。

「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例第11条」を参考にした。

「公共事業」は、港湾工事、河川工事等を想定している。

県以外の者が公共事業を実施する場合も準用する。

<<< 規制（保全） >>>

1 埋立てに当たっての事前手続

- (1) 知事は、三番瀬において行われる埋立てが、再生保全利用計画に適合していることその他の三番瀬の環境保全について十分配慮されたものであることが認められない限り、公有水面埋立法に基づく埋立ての免許をしてはならない。
- (2) 知事は、(1)の免許に係る審査をするに当たっては、あらかじめ（仮称）千葉県三番瀬円卓会議の意見を聴かなければならない。

公有水面埋立法第4条第1項の規定により、「其ノ埋立ガ環境保全及災害防止ニ付十分配慮セラレタルモノナルコト」に適合しなければ知事は埋立ての免許をしてはならないこととされており、(1)は環境保全についての配慮を特に確認的に明らかにしたものである。

「（仮称）千葉県三番瀬円卓会議の意見を聴く」とは、「諮問 答申」を意味する。

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条第8項は、漁港の区域内における漁港整備のための公有水面埋立てについても、公有水面埋立法の免許を必要とすることを前提としている。

2 生物多様性を確保するための制限

- (1) 知事は、三番瀬等において、生物多様性を確保するために必要があると認めるときは、一定の基準を定め、水産動植物以外の生物について、漁業を目的としない次に掲げる行為を制限することができる。
- ア 採捕し、又は殺傷し、若しくは損傷すること。
- イ 放流し、又は移植すること。

制限されることが想定される行為の類型（ア・イ）については、最終的には過料に処せられることが予定されている禁止行為であることから、条例で限定的に列挙し、水産動植物以外の生物の種類、採捕等の数又は方法、区域及び期間に係る基準については適宜対応できるようにするため、相当程度因果関係が明らかになったもののみを規則で定める。

「一定の基準」とは、水産動植物以外の生物の種類、採捕等の数又は方法、区域及び期間に係る基準をいい、一定の区域で特定の生物種が急激に減少し、又はそのおそれがある場合に設定することを想定している。

水産動植物以外の生物

「水産動植物以外の生物」とは、水産基本法や漁業法に基づく水産法体系による規制が及ばない生物を指す。すなわち、海中又は海底に生息する動植物のうち、産業的に有用な生物を除いた動植物を意味する。

この条例では、生物多様性の観点から、絶滅危惧種などについて、千葉県海面漁業調整規則による規制はなくとも一定の規制の必要性が認められる場合を想定し

ている。

「水産動植物」の規制については、水産基本法、漁業法、水産資源保護法等の漁業関係法令に委ねられている。

そこで、漁業者以外の住民や地域への来訪者が行う水産動植物の採捕（例えば、漁業権漁場外でのアサリの採捕など）であっても、採り方などが、漁業法や千葉県海面漁業調整規則で規制されている。

千葉県海面漁業調整規則は、漁業法(昭和24年法律第267号)及び水産資源保護法(昭和26年法律第313号)に基づき、主として海面における漁業取締、漁業調整及び水産資源の保護培養を図ることを目的としている。

環境省レッドリスト(汽水・淡水魚類、絶滅危惧IB(EN)、平成13年2月現在)に掲げられている「エドハゼ(Chaenogobius macrognathos)」も三番瀬等に生息している。

「漁業」は、漁業法(昭和24年法律第267号)第2条第1項「この法律において「漁業」とは、水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。」の「漁業」を意味する。すなわち、免許(漁業権)漁業、許可(承認)漁業及び自由漁業を指す。

漁業者が漁業権(免許漁業)の設定された区域において潮干狩を認める行為は、漁業権の範囲内の行為と理解される。

(2) 知事は、2(1)の基準を定めるときは、あらかじめ(仮称)千葉県三番瀬円卓会議の意見を聴かなければならない。

3 命令

知事は、2(1)に違反した者に対して、違反行為の中止又は原状の回復を命ずることができる。

命令違反は、5万円以下の過料とする。

<<< 海底の形質の変更に当たっての配慮 >>>

海底の形質の変更に当たっての配慮

県は、三番瀬等において海底の形質の変更に伴う事業に携わる場合には、再生保全利用計画の趣旨にのっとり、環境への影響に十分に配慮して行うものとする。

海底の形質の変更とは、覆砂、耕うん、浚渫などをいう。

覆砂とは、悪化した底質を良質の砂で覆い、水生生物の生息環境を改善することである。

耕うんとは、トラクター等により海底を耕すことにより、底質の改善を図ることである。

浚渫とは、水底の土砂あるいは岩石を掘り上げる工事である。

参考： - 2 「県は、公共事業を実施するに当たっては、再生保全利用事業との調整について適切に配慮しなければならない。」

参考： - 5 「知事は、東京湾及び東京湾に流入する河川の流域（三番瀬等及び三番瀬等に近隣接する区域を含む。）における行為の実施につき許認可等を要することとされている場合において、知事はその行為に係る許認可等の権限を有するときは、その許認可等をするに当たり、この条例の規定について配慮するものとする。」

～ 「許認可等」とは、「免許、許可、認可、承認、補助金等の交付の決定その他これらに類する行為」をいう。

公共事業の実施に当たっての県の配慮については - 2 に、許認可等に当たっての知事の配慮については - 5 に規定があり、海底の形質の変更も県の直営事業又は知事が「許認可等（補助金等の交付の決定を含む。）」の権限を有する事業であれば、これらの規定でカバーしている。

<<< 管理（利用） >>>

漁業を目的としない利用の方法を定めるに当たっての事前手続

知事は、三番瀬等について漁業を目的としない利用の方法を定めるときは、関係市、関係する漁業者及び（仮称）千葉県三番瀬円卓会議の意見を聴かなければならない。

渡り鳥が生息する環境の平穩の確保等をするため、漁業を目的としない利用の方法（行政指導）を公示する。

- 2 との関係： - 2（生物多様性を確保するための制限）は、水産動植物以外の生物に係る直接的行為について制限を行うものである。

（漁業を目的としない利用の方法を定めるに当たっての事前手続）は、生物に係る間接的行為について行政指導を行うものであり、具体的には、ラジコン、花火、ジェットスキー等を想定している。

漁業を目的としない利用に係る行為については、漁業に影響を及ぼすおそれがあるため、関係する漁業者の意見を聴くこととした。

「関係する漁業者の意見」の聴取は、関係する漁業者を組合員とする各漁業協同組合に対して行うことを想定している。

< < < (仮称)千葉県三番瀬円卓会議の機能 > > >

(仮称)千葉県三番瀬円卓会議の機能

(仮称)千葉県三番瀬円卓会議は、公開とし、知事の諮問に応じ、三番瀬等の再生、保全及び利用に関する重要事項を答申するほか、必要があると認めるときは、三番瀬等の再生、保全及び利用に関して、知事に意見を述べることができる。

「地方自治法第138条の4第3項、202条の3第1項」

附属機関の事務を確認的に規定した。

「知事に意見を述べる」は、具申を意味する。

千葉県行政組織条例（昭和32年千葉県条例第31号）との関係：

千葉県においては、一覧性を重視して、附属機関の名称、担当事務、組織及び委員（構成・定数・任期）は、千葉県行政組織条例に規定することとなっている。

< < < 県民の関心及び理解を深めるための措置等 > > >

1 県民の関心及び理解を深めるための措置

知事は、三番瀬等の再生、保全及び利用についての県民の関心及び理解を深めるため、三番瀬等の再生、保全及び利用に関する広報活動の充実、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例第12条」を参考にした。

2 調査及び研究

知事は、三番瀬等の再生、保全及び利用を適正かつ効果的に促進するため、三番瀬等の再生、保全及び利用の方法に関する調査及び研究を行うものとする。

「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例第14条」を参考にした。

3 財政上の措置

知事は、三番瀬等の再生、保全及び利用に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例第15条」を参考にした。

4 環境学習に対する支援等

知事は、環境学習に対する支援その他の三番瀬等を中心とした環境への理解及び関心を深めるための措置を講ずるものとする。

「環境学習に対する支援その他の三番瀬等を中心とした環境への理解及び関心を深めるための措置」には、環境教育・学習のための横断的な組織の設立の支援やレンジャー、環境学習指導者等の養成などが含まれる。

5 許認可等に当たっての配慮

(1) 知事は、東京湾及び東京湾に流入する河川の流域(三番瀬等及び三番瀬等に隣接する区域を含む。)における行為の実施につき許認可等を要することとされている場合において、知事がその行為に係る許認可等の権限を有するときは、その許認可等をするに当たり、この条例の規定について配慮するものとする。

(2) 知事は、東京湾及び東京湾に流入する河川の流域(三番瀬等及び三番瀬等に隣接する区域を含む。)における行為の実施につき許認可等を要することとされている場合において、その行為に係る許認可等の権限を有する国、関係する都県及び県内の市町村に対し、その許認可等をするに当たり、この条例の規定について配慮するよう要請するものとする。

「許認可等」とは、「免許、許可、認可、承認、補助金等の交付の決定その他これらに類する行為」のうち、東京湾の水質に影響を与える行為などを想定した。

「要請」とは、対等なパートナーに対するお願いを意味する。

「高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例第40条」を参考にした。

<<< 過料 >>>

過料

3の命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づき、鳥獣の捕獲等は無許可等で行った者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。

漁業法(昭和24年法律第267号)・水産資源保護法(昭和26年法律第313号)に基づく千葉県漁業調整規則により、水産動植物の採捕制限等に違反した者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処せられる。

< < < 千葉県行政組織条例に盛り込むべき事項 > > >

千葉県行政組織条例に盛り込むべき事項

<p>(1) 附属機関の名称</p> <p>(2) 担任する事務</p> <p>(3) 組織</p> <p>(4) 委員の構成</p> <p>(5) 定数</p> <p>(6) 任期</p>

附則で、千葉県行政組織条例の一部改正をする。

参考：

別表第2

附属機関名	担任する事務
(仮称)千葉県三番瀬円卓会議	三番瀬等の再生、保全及び利用に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、答申すること又は知事に意見を具申すること。

別表第3

附属機関名	組織	委員の構成	定数	任期
(仮称)千葉県三番瀬円卓会議	会長 副会長 委員	学識経験を有する者 を代表する者 を代表する者 を代表する者 ・ ・ ・	人以内 人以内 人以内 人以内 ・ ・ ・	2年

なお、「三番瀬再生計画検討会議」の委員の構成は、(1)学識経験者、(2)地元住民、(3)公募による者、(4)漁業関係者、(5)環境保護団体関係者、(6)地元の経済界・産業界関係者、となっている。

別添 2

ラムサール条約における

国際的に重要な湿地を選定するためのガイドライン（仮訳）

このガイドラインはラムサール条約第 2 条 1 項のラムサール登録湿地の計画を実行するため、第 4 回、第 6 回、第 7 回の締約国会議で採択されたものである。

基準グループ A：代表的な、希少な、独特な湿地のタイプを含む湿地

基準 1：適切な生物地理学的区分を代表し、希少で、独特な、自然または自然に近い湿地タイプの例を含んでいるものは、国際的に重要な湿地と考えられる。

基準グループ B：生物多様性保全のため国際的に重要な湿地

生物種と生物群集に基づいた基準

基準 2：絶滅のおそれのある生物種（絶滅危惧 Ia、Ib、II）が生息生育する湿地、危機に瀕した生物群集を含む湿地は、国際的に重要な湿地と考えられる。

基準 3：生物地理学的区分を代表する生物多様性維持のため重要な植物群落や動物種を含む湿地は、国際的に重要な湿地と考えられる。

基準 4：植物や動物が生活史の重要な段階を過ごす湿地、あるいは厳しい条件下における避難所を提供する湿地は、国際的に重要な湿地と考えられる。

水鳥のための特別な基準

基準 5：水鳥が常時 2 万羽以上生息する湿地は、国際的に重要な湿地と考えられる。

基準 6：水鳥の種（または亜種）の総個体数のうち 1 %以上が常時生息する湿地は、国際的に重要な湿地と考えられる。

魚類のための特別な基準

基準 7：湿地の便益と価値を代表し、それによって世界の生物多様性に貢献する固有の魚類（科、種、亜種、個体群、生活史の一部、種間関係を含む）の大部分が生息する湿地は、国際的に重要な湿地であると考えられる。

基準 8：魚類の食物源となり、産卵や成長の場を提供し、湿地の内外にかかわらず魚群の移動経路となっている湿地は、国際的に重要な湿地であると考えられる。

別添 3

ラムサール条約の登録の手続き

1 国指定鳥獣保護区特別保護地区の設定

国指定鳥獣保護区特別保護地区の設定	県	国（環境省）
	<p>調整作業</p> <p>市町村意見のとりまとめ、照会に対する回答</p>	<p>国指定鳥獣保護区設定計画への新規掲載 （平成14年1月） 設定作業</p> <p>自然環境等の調査</p> <p>利害関係人との調整</p> <p>地元県、市町村への意見照会 国の他の機関への意見照会</p> <p>設定計画書の作成</p> <p>パブリックコメント手続き</p> <p>公聴会の開催</p> <p>農林水産省との協議</p> <p>中央環境審議会への諮問</p> <p>官報告示</p>

2 ラムサール条約への登録

